臓器移植法の見直しと「脳死」を巡る患者家族への支援を求める請願署名

衆議院議長　様　　平成　年　月　日

参議院議長　様　　紹介議員

一、請願の趣旨

平成21年の「臓器移植法改正」によって年齢制限が外され15歳未満の患者への臓器移植が国内でも道が開けたこと、また書面による臓器提供者の意思表示がなくても家族の書面による同意が得られれば臓器移植医療が可能になったことは今迄海外での移植に頼らざるを得なかった重症患者にとって国内で移植医療への希望に光が射してきた法改正でありました。

しかしながらドナーが「脳死」状態になったとき家族が「脳死」を人の「死」と認めることが「法的脳死判定」への要件となりました。科学的、生理的に「脳死」を「死」として医療機関が判定・宣告すべき事柄を家族に委ねるわが国の手続きは、悲しみにくれている家族に過酷な判断・決断を強いているものと言わざるを得ません。

海外では多くの国が「脳死」を法的に人間の「死」として臓器移植医療への道が開けており、わが国でも現行法の更なる改正を要するものと考えます。

以上のことから、臓器移植医療の更なる好ましい進展のため、下記の通り請願いたします。

二、請願事項

(1)　臓器移植について一層の国民的理解を勧める啓発活動を推進して頂きたい。

(2)　臓器医療関連施設の量的、質的充実を図って頂きたい。

(3)　諸外国と同じように「脳死」が人間の「死」であることを認めて頂きたい。

氏　　名	住　　所

特定非営利活動法人　日本移植支援協会　（Ｊ．Ｔ．Ｓ．Ａ）

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西１丁目２－１－９０１号

TEL03-5459-6718.　FAX03-3464-8528　http://www.ishokushien.com　e-mail:japan@ishokushin.com